

【 別 紙 】

◆補助対象…台風 15 号または 19 号により被災した一部損壊住宅の補修工事を行う方に
対して補助金交付する事業を行う区市町村に対して都は補助をする。

◆補助対象となる住宅

台風 15 号または 19 号により被害を受けた都内に存する貸家を除く住宅のうち、一部
損壊住宅（※1）

（※1）罹（り）災証明書に置いて「一部損壊」と判定された住宅、災害救助法適用地域の
応急修理の対象となる住宅（損害割合 10%～20%）は除く。但し、このうち既に工事代金を
支払い済みであるために区市町村が行う災害救助法に基づく応急修理の対象外となつた住
宅は含む。

◆補助対象となる補修工事

一部損壊住宅の補修（※2）に関する工事

（※2）集合住宅の場合は専有部分が対象。工事内容は災害救助法による応急修理と同等の
内容（既に補修工事が完了し、施工業者に代金支払い済みの工事も対象）。

★災害救助法適用地域の住宅で損害割合が 10%以上 20%未満の住宅について補修工事に要
する経費の代金が支払い済みであるために、応急修理の対象とならないときも補助対象事
業とする。

◆東京都が区市町村に補助する額

一部損壊住宅 1 戸につき、以下のいずれか低い額かつ予算の範囲内の額

（1）区市町村補助事業により補修工事に要する経費に対して区市町村が補助する金額（当
該補助の額が補修工事に要する経費の 2 分の 1 を超える場合は当該経費の 2 分の 1 の
額とみなす）の 2 分の 1

（2）15 万円

◆事業期間

緊急対策として令和元年度（令和 2 年 3 月末まで）のみの実施。令和元年度中に補修工事
が完了し、区市町村から都に補助金実績報告書を提出できるものが対象

※なお、詳細は各自治体に問い合わせください。